

## 綾瀬市福祉スポーツ助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市社会福祉基金条例（平成3年綾瀬市条例第14号）による社会福祉の増進を図る事業のうち、要援護者が福祉スポーツに参加する場合に、市が助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 福祉スポーツ 次に掲げる活動で市長が認めたものをいう。

ア 公共団体若しくはこれに準ずる団体が実施するスポーツ大会等又は各種福祉団体が実施するスポーツ活動

イ 青少年の健全育成に必要なスポーツ振興活動

(2) 要援護者 次に掲げる者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体障害の範囲に該当する者で、身体障害者手帳の交付を受けたもの

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知能指数が75以下と判定された者又は療育手帳の交付を受けた者若しくは療育手帳の取得の対象に準ずる障がいのある者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は精神障害者保健福祉手帳の取得の対象に準ずる障がいのある者

エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第4項に規定する寡婦若しくは同条第1項に規定する配偶者のない女子若しくは同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて現に児童を扶養している者又はその世帯に属する者

オ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者

カ その他市長が必要と認める者

(3) 扶養義務者等 父母、配偶者その他の者であつて現に要援護者と生計をともにし、世帯を同じくしているものをいう。

(対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、本市に住所を有する要援護者及びその扶養義務者等又は市内を主な拠点とする団体（以下「団体」という。）で、全国大会又は国際大会に出場するものとする。

(交付額)

第4条 助成金の交付額は、次に掲げる額とする。

- (1) 全国大会に出場する個人 30,000円
- (2) 全国大会に出場する団体 1人当たり20,000円
- (3) 国際大会に出場する個人 60,000円
- (4) 国際大会に出場する団体 1人当たり40,000円

(助成金の申請)

第5条 この要綱に基づき助成を受けようとする者（団体においては、その代表者とする。以下「申請者」という。）は、福祉スポーツ助成金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、市長に申請するものとする。

- (1) 第3条に規定する大会に出場したことが確認できる書類
- (2) 構成員名簿（団体の場合に限る。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、福祉スポーツ助成金交付決定通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第7条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者は、助成金の交付を受けようとするときは、福祉スポーツ助成金請求書（第3号様式）に、次に掲げる書類を添付し、市長に請求するものとする。

- (1) 決定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(助成金の返還)

第8条 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、市長は、その者から助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 福祉スポーツ奨励基金補助要綱(昭和54年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。



第2号様式（第6条関係）

福祉スポーツ助成金交付決定等通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請のありました綾瀬市福祉スポーツ助成金の交付については、次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 交付する <input type="checkbox"/> 交付しない（理由）
氏名	
交付金額	
交付条件	

備考

- 1 助成金は、福祉スポーツ助成金交付請求書にこの通知書の写を添付して請求してください。

第3号様式（第7条関係）

福祉スポーツ助成金交付請求書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

請求者 住 所

氏 名

印

年 月 日付けで交付決定を受けた綾瀬市福祉スポーツ助成金について、  
次のとおり請求します。

要 援 護 者 氏 名	
交 付 決 定 額	
受 入 済 額	
交 付 請 求 額	
添 付 書 類	福祉スポーツ助成金交付決定通知書（写）